

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	治安及び救難体制の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	管理課		課長 中島 敏
会計区分	一般会計		施策名	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項 第1~3、6、7、12~18、25号		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	6,725	227	-	209	7,161	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
			23年	(年度)		
	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。現在、治安及び救難体制の整備を含む海上保安体制の整備については、要救助海難に対する救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。	%	要救助海難に対する救助率の維持確保(目標:要救助海難に対する全体の救助率)(第3次海上保安業務遂行計画)	95以上	航空シミュレーターの整備数	式 1
		件	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(第3次海上保安業務遂行計画)	0	救難資器材の整備部署数	部署 4
単位当たりコスト	平成23年度第3次補正予算において整備する資器材の価格は右のとおり		算出根拠		項目	価格
					航空シミュレーター経費	188百万円
					救難資器材	6百万円
					捜索救助活動資器材	11百万円
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			「東日本大震災からの復興の基本方針」の5 復興施策 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え (v)大災害時に、「公助」を担う主体である…海上保安庁…による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する… (vi)今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、…、海上保安庁…などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援を含む災害対処能力を向上させる…に該当する施策である。			

被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	各種資器材の復旧及び捜索救助活動資器材の整備による、救援活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務をはじめとする業務遂行体制の確保は、被災地等での活動を継続するうえで必要不可欠である。また、航空シミュレーターの復旧による飛行士の初等教育体制の確保は、災害発生時の救援・救出救助活動や海難救助の中心的存在となるヘリコプターの操縦要員の養成を今後とも行っていく上で必要不可欠である。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	各種資器材の復旧及び捜索救助活動資器材の整備により、被災地等での活動を確実に継続することができる。また、航空シミュレーターの復旧により、実機では危険を伴うため実施できない緊急着陸訓練・緊急操作訓練等を行うことができ、実際の救出救助活動時等の安全確保が図られることとなる。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	各種資器材を復旧し、捜索救助活動資器材を整備しなければ、被災地等での活動は継続できない。また、航空シミュレーターを復旧しなければ操縦要員の養成は行い得ない。なお、これらは被災前の状態に原状回復することを基本としており、必要最低限の数量・性能となるようにしている。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	海難救助等の業務は海上保安庁法により海上保安庁の所掌事務とされている。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	被災地等での活動の継続と、操縦要員の安定的な養成のため、必要不可欠であることから、早急に実施することとしている。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	調達に係る諸準備を既に進めており、補正予算成立後、早急に調達手続を開始することにより、迅速な着手・執行は可能である。調達については極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、事業の進行管理は、逐一業者に進捗状況を確認することで確保する。

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。